

# 特定非営利活動法人 冒険遊び場の会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人冒険遊び場の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都国分寺市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちが地域で生き生きと遊び、すこやかに成長できるよう、冒険遊び場事業を行うとともに、子どもの遊びの環境や子育て環境をよりよくするための研究、啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 冒険遊び場等、子どもの遊び場や居場所の運営に関する事業
- (2) 遊び場づくりや地域の遊び場活動の普及および啓発事業
- (3) 子どものためのまちづくり推進に関する事業
- (4) その他の前各号の事業を行うに必要な事業

## 第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び法人及び団体

(会費)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、年会費を払い込むことによって正会員となることができる。

2 本会の賛助会員になろうとする者は、別に定める年会費を納入する事によって賛助会員となることができる。

第8条 正会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。

- 2 正会員の会費については別に総会で定めるものとする。
- 3 賛助会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。
- 4 賛助会員の会費については別に総会で定めるものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次のときに、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき

- (2) 継続して3年以上会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 会員が死亡し又は会員である団体が消滅したとき  
(除名)

第10条 会員がこの会の目的又は定款の定め反する言動をした場合、又は会の秩序を乱すなど会員としてふさわしくない行為をした場合は、理事会の議決により除名することができる。

2前項の定めにより除名しようとする場合、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

(会費の不返還)

第11条 本法人は、既に納入された会費は返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類および定数)

第12条 本法人に次の役員を置く

- (1) 理事 5人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は総会で選任する。

2 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故ある時、または代表理事が欠けた時は、代表理事があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定に係わらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に~~堪えない~~と認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は理事会で定めるものとする。

## 第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 事業報告および決算の承認

(2) 役員を選任および解任

(3) 正会員の年会費の額

(4) 賛助会員の年会費の額

(5) 定款の変更

(6) 合併~~および解散~~

(7) 解散における残金財産の帰属

(9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合

(2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条4項4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があった時は、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項、および内容を示した書面、または電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない

(議長)

第23条 総会の議長は出席した正会員の中から代表理事が指名する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要するもので出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第26条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリまたは電磁的方法または、他の正会員の代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) その他本会の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第二項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の5日前までに通知しなければならない

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(理事会の議決)

第34条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急を要するもので出席理事の過半数の同意があった場合はこの限りではない。

3 理事会の議決において特別の利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第35条 やむえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決権を行使することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、前条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 議長は、理事会の議事の経過およびその結果について議事録を作成し、議長および出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第38条 本法人の資産は代表理事が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第39条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第41条

本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、毎年事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 当該事業年度中の事業計画及びこれに伴う予算の変更は理事会の議決を経て定める。

(事業報告および決算)

第42条 本法人の事業報告書、及び活動計算書、財産目録および貸借対照表は、代表理

事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

### 第43条

この定款は、正会員の3分の1以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第44条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員の3分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の過半数の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第45条 本法人は、正会員の3分の1以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第46条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始決定による解散を除く）したときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって選定した地方公共団体に譲渡するものとする。

(公告の方法)

第47条 本法人の公告は、本法人の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第8章 雑則

(委員会)

第48条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

2 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める

(事務局)

第49条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に

定める。

(実施規則)

第50条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、本会が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。
- 2 本法人の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず設立総会で定めるものとする。
- 3 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、第15条の規定にかかわらず、設立日から平成13年3月31日までとする。

代表理事	角 麻里子
副代表理事	菅 原 恵 利
理事	青 木 稔
	秋 元 敦
	加賀谷 幸 規
	中 村 祐 子
	林 春 樹
	宮 崎 晃
監事	輿 水 康次郎
	平 沢 歩

- 4 本法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立日から平成12年3月31日までとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第41条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本法人の設立により、国分寺・冒険遊び場の会の会員およびいっさいの財産はこの法人が継承する。

附則 この定款は、平成 26 年 9 月 26 日から施行する。

附則 この定款は、平成 27 年 9 月 17 日から施行する。

附則 この定款は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。

附則 この定款は、平成 30 年 11 月 2 日から施行する。